

さぬき市地域防災計画 修正の概要

(平成28年10月修正)

さぬき市地域防災計画 修正方針

基本方針

地域防災計画は、地域における防災・減災対策の基本指針となるものであり、国における防災・減災対策の検討状況や香川県地域防災計画の修正、本市の実情などを踏まえて、適宜見直しを行うことで災害に備え、安全で安心して暮らせる町づくりを進める。

具体的な修正方針

- ① 災害対策基本法や土砂災害防止法等の改正を受けて修正された国の防災基本計画（平成27年7月及び平成28年2月）や香川県地域防災計画の修正（平成28年3月）の内容等を踏まえ、大規模災害への対応の充実を図る。
- ② 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針を追加する。

主な修正内容 ①

放置車両及び立ち往生車両対策の強化

平成26年2月の大雪では、多数の立ち往生車両が生じ、それらの車両が支障となって除雪作業が停滞、数日に渡って交通が遮断され孤立集落が発生した。

このことを受けて災害時の放置車両対策等を強化するため、災害対策基本法の一部が改正（平成26年11月21日公布・施行）され、防災基本計画も修正（平成26年11月28日）された。

このようなことから、災害時に放置車両及び立ち往生車両対策を強化するため、道路管理者等の対応について次の内容等を記載する。

一般対策編 交通確保計画（P122）
地震津波対策編 交通確保計画（P139）

- ① 県公安委員会は、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請する。
- ② 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。
- ③ 道路管理者は、運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- ④ 国又は県は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- ⑤ 道路管理者は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

主な修正内容 ②

避難に関する情報等の住民への周知の徹底

平成26年8月の豪雨による広島市の土砂災害では77名が犠牲となるなど大きな被害が発生し、避難勧告等の遅れや避難体制が不十分であったことなどの課題が指摘された。

このことを受けて土砂災害の危険性のある区域を明らかにすることや、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図るため、土砂災害防止法の一部が改正（平成26年11月19日公布）され、防災基本計画も修正（平成27年7月7日）された。

このようなことから、避難に関する情報等の住民への周知を徹底するため、避難のための情報の提供や避難体制の充実・強化について次の内容等を記載する。

一般対策編	砂防対策計画	(P13)
一般対策編	避難体制整備計画	(P52)
一般対策編	気象情報等伝達計画	(P95)

- ① 避難場所や避難経路に関する事項等を住民等に周知するための、多様な手段を活用するとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布等の措置を講じる。
- ② 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の施設名称及び所在地を定めるとともに、土砂災害に関する情報、予報及び警報を時間的余裕をもって伝達する。
- ③ 「避難勧告等の判断基準」に基づき、土砂災害警戒情報が発表された場合には、直ちに避難勧告等を発令する。

主な修正内容 ③

実動組織の調整

平成26年8月の広島土砂災害や同年9月の御嶽山噴火災害など近年の災害対応を教訓として、災害現場において実施されている実際の取り組みを反映し、関係機関の合意事項として標準化することが、実効性の観点から重要となることから、防災基本計画が修正（平成27年7月7日）された。

このようなことから、合同調整所を設置し、部隊間の情報共有及び活動調整について次の内容等を記載する。

一般対策編	救急救助計画	(P115)
一般対策編	防災業務体制整備計画	(P43)
地震津波対策編	救急救助計画	(P130)
地震津波対策編	防災業務体制整備計画	(P51)

- ① 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同指揮所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うとともに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ連携して活動する。
- ② 防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

主な修正内容④

業務継続計画の策定・地域継続計画の推進

市は、大規模災害時に行政機能の喪失に陥ることなく、優先度の高い通常業務を行うとともに、人命の救出・救助、災害応急対策及び早期の復旧・復興事業を実施する必要があるため、大規模災害が発生しても、行政機能を適切に継続できる体制づくりが求められることから、平成27年の関東・東北豪雨災害を教訓に防災基本計画が修正（平成28年2月16日）された。

また、南海トラフ地震が発生したときには、大規模かつ広域な被害となり、市単独での対応は困難であることが予想されることから、市、県、事業所等が連携が必要となる。

このようなことから、市の業務継続性の確保、香川地域の機能継続を目的とした地域継続計画の推進について次の内容等を記載する。

一般対策編	防災業務体制整備計画（P43）
地震津波対策編	防災業務体制整備計画（P51）
地震津波対策編	地域継続計画推進計画（P94）

1 業務継続性の確保【一般対策編・地震津波対策編】

- ① 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- ② 業務継続計画の策定等に当たっては、首長不在時の明確な代行順位、職員参集体制、代替庁舎の特定、ライフライン・通信手段の確保、行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理について定めておく。
- ③ 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施するなどし、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 地域継続計画の推進【地震津波対策編】

県や各市町、事業所等が連携し、香川地域の機能継続を目的とした戦略的な地域インフラの早期復旧を目指すため地域継続計画（DCP）の策定の推進を図る。

主な修正内容 ⑤

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備目標として、避難場所及び防災拠点施設、避難経路等の整備方針に関する内容を追加する。

地震津波対策編 (P29)

主な施設の整備目標

- ① 避難所等
南海トラフ地震（最大クラス）の被害想定での避難者数に対応する緊急避難場所及び避難所を整備する。
- ② 防災拠点施設
津波浸水想定区域内に所在する市役所本庁舎の代替施設となる庁舎を平成30年度までに整備するとともに、教育委員会の庁舎を平成32年度までに津波浸水想定区域外に移転する。
- ③ 消防用施設
大川広域消防本部と連携して、消防署（分署）のうち耐震改修等が必要な庁舎を平成30年度までに解消するとともに、消防団屯所のうち耐震性を有していない施設等の改修を行う。
- ④ 備蓄倉庫等
南海トラフ地震の発生に備え、平成34年度までに、非常用食料や資機材その他の物資の備蓄スペースを確保する。

その他の修正内容①

第1章 総則

1 住民すべてによる防災対策の推進【一般対策編 P1 地震津波対策編 P2】

災害の発生を完全に防ぐことは不可能なことから、「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせることを追加する。

2 被害想定【地震津波対策編 P15】

香川県地震津波被害想定（第三次公表及び第四次公表）の内容を追加するとともに、減災効果について追加する。

第2章 災害予防計画

1 治山対策計画【一般対策編 P11】

香川県が実施する治山事業の内容について修正する。

2 砂防対策計画【一般対策編 P13】

防災工事の実施内容について修正する。

3 河川防災対策計画【一般対策編 P16】

水防法の改正（平成27年5月）に伴い、地下街等の所有者又は管理者に、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保、浸水の防止を図るための訓練その他の措置に関する計画、要配慮者施設の所有者又は管理者に、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための訓練その他の措置に関する計画、大規模工場棟の所有者又は管理者に、洪水時の浸水の防止を図るための訓練その他の措置に関する計画を作成・公表すること、また、市は、水防活動の担い手を確保することを追加する。

4 避難体制整備計画【一般対策編 P52 地震津波対策編 P63】

緊急避難場所及び避難所の指定内容等について修正するとともに、避難判断基準の策定内容、要配慮者への対応として福祉避難所への搬送方法等を定めた計画策定について修正する。

また、地震津波対策編においては、津波災害を対象とする緊急避難場所の指定基準等を追加する。

5 食料、飲料水及び生活物資確保計画【一般対策編 P57 地震津波対策編 P70】

香川県緊急物資の備蓄マニュアル策定などに伴い、物資の集積拠点の指定について修正するとともに、香川県一次物資拠点及び香川県一次物資拠点支援施設を追加する。

その他の修正内容②

- 6 防災訓練実施計画【一般対策編 P67 地震津波対策編 P80】
地域の自主防災活動の活性化を図るため、**自主防災組織が連携した広域的な訓練を推進するとともに支援すること**を追加する。
- 7 自主防災組織育成計画【一般対策編 P72 地震津波対策編 P87】
住民及び事業者による地区内の防災活動の推進を図るため、必要に応じて**地区防災計画**を作成することについて追加する。
- 8 被災動物の救護体制整備計画【一般対策編 P75 地震津波対策編 P90】
災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、被災動物の救護体制について修正する。

第3章 災害応急対策計画

- 1 活動体制計画【一般対策編 P78 地震津波対策編 P95】
動員配備体制のうち職員の配備基準を、気象現象などに応じて市長が防災会議に諮らず変更できるよう修正するとともに、平成27年4月に改訂した配備基準に沿った内容に修正する。
- 2 気象情報等伝達計画【一般対策編 P95】
高松地方气象台が発表する注意報一覧に、着氷注意報及び融雪注意報の内容を追加するとともに、警報等について必要な箇所を修正する。
また、**特別警報・警報・注意報等の伝達**について追加する。
- 3 地震・津波情報等伝達計画【地震津波対策編 P111】
高松地方气象台が発表する**津波警報等の留意事項等及び津波警報等が発表されたときの住民等への伝達**について追加する。
- 4 避難計画【一般対策編 P126 地震津波対策編 P143】
避難誘導について、**被災者の保護のため、県が被災者の輸送を要請または指示すること**について追加する。
また、**在宅避難者への配慮として食料等必要な物資の配布や保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保すること**を追加する。
- 5 防疫及び保健衛生計画【一般対策編 P137 地震津波対策編 P154】
市内の精神科医療機関に、開業医を追加する。
また、地震津波対策編に、**保健衛生対策としての健康相談等の実施内容**を追加する。

その他の修正内容③

6 廃棄物処理計画【一般対策編 P140 地震津波対策編 P157】

災害時において、**大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図るため、市は、仮置き場の配置や処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定すること及び香川県災害廃棄物処理計画について追加する。**

7 住宅応急確保計画【一般対策編 P144 地震津波対策編 P161】

香川県が応急仮設住宅の供給に関する基本指針を策定したことに伴い、災害により住宅を失った被災者の一時的な居住の安定を図るため、発災後の市の対応について追加する。

8 被災動物の救護活動計画【一般対策編 P164 地震津波対策編 P185】

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、飼い主への支援や被災動物の救護活動について追加する。

9 危険物等災害対策計画【一般対策編 P184 地震津波対策編 P177】

災害により危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の施設に事故が発生または発生するおそれがあるとき、地域住民、従業員等の安全を確保するための市の応急対策について追加する。

第4章 災害復旧計画

1 復旧復興基本計画【一般対策編P192 地震津波対策編 P188】

大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴う**円滑かつ迅速な復興**について追加する。

2 被災者等生活再建支援計画【一般対策編 P195 地震津波対策編 P191】

災害対策基本法の改正（平成25年6月）に伴い、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるための**被災者台帳の整備**について内容を修正する。

全編共通

1 平成26年4月に、さぬき市の行政機構が改められ、危機管理行政を所掌事務とする総務部総務課危機管理室が設置されたことにより、必要な箇所を修正する。

2 香川県地域防災計画の修正（平成28年3月）の内容等に基づき、必要な箇所を修正する。